

令和6年度渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

	交付目的	一般家庭から発生する枝葉の減量化を図るため、自家処理用の枝葉破碎機を購入した者に対して、その購入費用の一部を補助します。
内容	定義	枝葉破碎機とは、樹木を剪定した際に発生する枝葉を破碎、細分化し、堆肥又は植栽地の雑草防止若しくは養生材として利用し、ごみの減量に寄与することを目的に製造された一般家庭用機械のことをいいます。
	補助対象者	枝葉破碎機を購入した次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 市内に住所を有し、居住していること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
	補助対象の基準	枝葉破碎機は、1世帯につき、1台限りとします。ただし、補助の対象となった枝葉破碎機を購入後5年以上使用し、故障又は破損等で使用不能になったことを市長が認めたときは、この限りでは、ありません。
	補助金の額	補助金の額は、枝葉破碎機の入金額に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を限度とします。 上記の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。 【補足】 補助の対象となる経費は、枝葉破碎機の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は、除く）とします。ただし、値引き・クーポン・ポイントなどを使用した場合は、値引き後の金額を購入価格とします。 なお、オークション、フリマアプリなどを介した売買及び中古品、転売品の購入に要した経費は補助対象外とします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、290,000円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付手続等	交付条件	(1) 枝葉破碎機の機能が正常に働くように適正に維持管理すること。 (2) 補助金の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、当該補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。 (3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員から

	<p>監査の要求があったときは、その要求に応ずること。</p>
<p>交付申請の方法、 時期等</p>	<p>購入後6か月以内に渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>（1） 枝葉破碎機の購入を証明する領収書（商品名が記入されているもの）又は納品書（商品名が記入されているもの）及びその代金の支払いが確認できる書類</p> <p>（2） その他市長が認める書類</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定、確定の 時期等</p>	<p>補助金の交付の申請があったときは、申請書類の審査及び購入した枝葉破碎機を確認し、補助金の交付又は不交付を決定するものとし、渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付（不交付）決定（確定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、</p> <p>ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p>
<p>請求の方法、支払 時期等</p>	<p>申請時に、渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
<p>交付決定の取消し 又は補助金の返還</p>	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）</p> <p>渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付（不交付）決定（確定）通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市枝葉破碎機購入費補助金交付請求書（様式第3号）</p>
<p>取扱担当課</p>	<p>渋川市役所環境森林課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2114（直通）</p> <p>0279-22-2111</p> <p>メールアドレス kankyout@city.shibukawa.gunma.jp</p>